

輸血を拒否される患者さんへ

当院は、宗教的信念等による輸血拒否については無輸血治療に最大限の努力を行うが「輸血が生命の維持に必要な場合には輸血を行う『相対的無輸血』」の立場をとり、輸血拒否に対しては、次のとおり対応しますのでご理解のほどお願い申し上げます。

1. 当院では、輸血拒否に対して「生命の維持に必要な場合には輸血を行う『相対的無輸血』」を基本方針といたします。
2. 「宗教的信念等による輸血拒否」に対しては、患者さん個人の権利として尊重し、最大限の努力を行い、無輸血治療を行います。しかし、生命に危険が及び輸血療法を行わないことで死亡等の重大な結果が生じる可能性があるると判断した場合には、輸血療法を行います。
3. 「相対的無輸血」についての当院の方針を十分説明し、患者さんの自己決定を尊重します。しかし、同意が得られず「生命の維持に必要な場合でも輸血を行わない『絶対的無輸血』」を希望される場合には、申し訳ありませんが当院での対応はできかねます。
4. 「相対的無輸血」についての説明を受けた上で当院での治療を希望された場合、輸血が生命の維持に必要な際には救命を第一とし、輸血の同意・署名が得られなくても、意識の有無、年齢に関わらず輸血を実施いたします。
5. 救急搬送された場合や手術時の予期せぬ大量出血、院内での予期せぬ急変など時間的余裕がなく他の医療機関への搬送が不可能で、輸血が救命に必要な場合には緊急避難的に輸血をいたします。
6. 上記の考えから、当院ではエホバの証人の方が提示される「絶対的無輸血」に対する「免責証書」等には同意及び署名はいたしません。

組合立諏訪中央病院 病院長
2025年9月30日策定
諏訪中央病院倫理委員会